

訪問介護にかかる適正なサービス提供及びサービス提供記録等の作成について

平成 26 年 10 月 15 日（水）

神戸市保健福祉局高齢福祉部介護指導課

1. 当該集団指導の趣旨

このたび、神戸市は、不正な介護報酬の請求を行ったことを理由に、指定訪問介護事業所に対して、一部効力停止処分（6カ月間の新規受入停止）を実施したところである。今後このような不正や処分が繰り返されることのないよう、この場で改めて、訪問介護にかかる適正なサービス提供とサービス提供記録の作成について、周知する。

2. 居宅サービス計画に沿った訪問介護サービスの提供（第 16 条）

指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

- ・ 基本的に、訪問介護サービスは、居宅サービス計画第 2 表に記載されている目標を達成するために、第 2 表に記載されている援助内容を、第 6 表（サービス利用票）に記載されている月日の提供時間帯に提供されるものである。したがって、特段の理由なく、事業者や訪問介護員等の都合で援助内容やサービス提供日時を変更するのは、不適切である。
- ・ なお、やむを得ず、当日の利用者の状態変化により、居宅サービス計画通りに訪問介護サービスを提供できない場合には、介護支援専門員とサービス提供責任者が連携を図り、介護支援専門員が必要と認める（事後に介護支援専門員が必要であったと判断した場合を含む。）範囲において、所要時間の変更は可能である。なお、この場合、訪問介護計画及び居宅サービス計画は、必要な変更を行うこと。

【参考】平成 21 年 3 月 23 日 介護保険最新情報 vol.69 平成 21 年 4 月改定関係 Q&A(vol.1) 問 22

問：利用者の当日の状況が変化した場合であっても、所要時間の変更は、計画に位置づけられた時間であるため、変更はできないのか。

答：例えば、当日の利用者の状態変化により、訪問介護計画上、全身浴を位置づけていたが、清拭を提供した場合や訪問介護計画上、全身浴を位置づけていたが、全身浴に加えて排泄介助を行った場合等において、介護支援専門員とサービス提供責任者が連携を図り、介護支援専門員が必要と認める（事後に介護支援専門員が必要であったと判断した場合を含む。）範囲において、所要時間の変更は可能である。なお、この場合、訪問介護計画及び居宅サービス計画は、必要な変更を行うこと。

3. 訪問介護計画の作成（第 24 条）

- ・ サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的な内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならない。
- ・ 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、居宅サービス計画に沿って作成しなければならない。
- ・ サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族等に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- ・ サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。
- ・ サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。

- ・ 訪問介護計画は、事業所ごとに定める様式で作成するが、「援助の方向性や目標」「担当する訪問介護員の氏名」「サービスの具体的な内容」「所要時間」「日程」等を明らかにすること。また、介護予防訪問介護計画にあっては、それらに加え「サービスの提供を行う期間」を記載すること。
- ・ 居宅サービス計画が変更された場合には、当該計画内容に沿った訪問介護計画となるよう適切に変更すること。
- ・ 訪問介護計画について、利用者から同意を得たことが客観的に確認できるよう、計画への同意は、利用者から署名（同意日の記入を含む）及び押印をもらうのが一般的である。

4. サービス提供記録の適正な作成（第 19 条第 2 項）

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

① 記録とは

- ・ サービス提供記録とは、介護保険の対象となる適正なサービスを提供したことを挙証する書類であり、報酬請求の根拠となる書類である。そのため、記録に何らかの記載漏れ等の不備があり、適正なサービスを提供したことが確認できない場合には、介護報酬返還の対象となるほか、不正な記録と認められる場合には、行政処分の対象となる。
- ・ そのため、各訪問介護員には、記録の重要性について周知徹底を図るとともに、サービス提供責任者等は、訪問介護員が適正にサービス提供記録を作成していることを確認しなければならない。
- ・ 何らかの記載不備が認められた場合には、原則、介護報酬を請求するまでに、必要な対応を講じること。

② 記録すべき事項

- ・ サービス提供記録は事業所ごとに定める様式で作成するが、適正なサービスを提供したことが確認できるよう以下の事項を記載すること
 - 訪問介護の提供日及び提供時間
 - 利用者名及び訪問介護員名
 - 身体介護・生活援助・通院等乗降介助の別
 - 提供した具体的な身体介護サービス及び生活援助サービスの内容
 - 利用者の心身の状況
- ・ 「提供した具体的なサービス内容」について、身体介護中心型の報酬を請求している場合は、当然、提供した具体的な身体介護サービスの内容が記載されていなければならない。身体介護中心型の報酬を請求しているにもかかわらず、生活援助サービスの記録しかないために、適正な身体介護サービスを提供したことが確認できない場合は、介護報酬を返還せざるを得なくなる。

③ 記録における注意点

- ・ 運営基準上、必ず、利用者からの確認の押印を受けなければならないという定めはないが、利用者から確認印の欄を設けたサービス提供記録の様式を使用している場合は、当然に、必ず利用者からの確認の押印を受けるべきである。また、後日、まとめて利用者から押印を受けるのは、適切とはいえない。
- ・ 訪問介護員が事業所にサービス提供記録を持ち帰ったあと、当該記録に記載不備や記載誤り等が判明した場合、当該利用者に説明のうえ、適切に対応すること。また、複写式の用紙を使用している場合には、当該利用者に説明のうえ、利用者控え分の記録についても必要な訂正等を行うこと。

④ 記録の保存期間

- ・ サービス提供の記録は、その完結の日から5年間である。運営基準上、利用者に対する訪問介護の提供に関する記録は、2年間保存しなければならないと示されているが、神戸市では、条例により5年間としているので、留意すること。

5. 重要事項説明書の交付（第8条、条例第9条）

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制、サービスの提供に当たって利用申込者が支払うべき費用の内容（当該費用の算出根拠及び支払方法を含む。）その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- ・ 重要事項に対する利用者からの同意は、適切に同意を得たことが客観的に確認できるよう、重要事項説明書の同意欄等に、利用者から署名及び押印をもらうのが一般的である。
- ・ 重要事項説明書は2部（事業者用と利用者用）作成し、双方が保管するのが一般的である。
- ・ 当該文書に記載不備（署名や日付の記入漏れ）がないよう留意すること。

6. 報酬算定における留意事項

① 1日に複数回の訪問介護を行う場合の2時間ルール（老企第36号 第2の2(4)③）

前回提供した指定訪問介護から概ね2時間未満の間隔で指定訪問介護が行われた場合には、それぞれの所要時間を合算するものとする。

- ・ 「2時間以上空けなければサービスができない」のではなく、「2時間以上空いていない場合は2回の時間を合算して算定しなければならない」ことに注意。

【例】9時～9時30分に身体介護、10時～10時30分に身体介護を行った場合、身体介護1時間とみなし、「身体2」を1回算定する。

② 早朝又は夜間、深夜の指定訪問介護にかかる加算（算定基準別表 1注9）

夜間（午後6時から10時）又は早朝（午前6時から8時）に指定訪問介護を行った場合は1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後10時から午前6時）に指定訪問介護を行った場合は1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- ・ 通常のコサービス提供の費用よりも高額となる早朝・夜間や深夜の時間帯にサービスを提供する必要を、担当介護支援専門員とよく協議することが重要。
- ・ 事業者の都合で、早朝及び夜間や深夜の時間帯にサービスを位置づけるのは不適切であり、その場合、適正な時間帯にサービス提供できる別の事業所がサービス提供すべきである。

③ 2人の訪問介護員等による訪問介護（算定基準別表 1注8）

別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であつて、同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して指定訪問介護を行ったときは、所定単位数の100分の200に相当する単位数を算定する。

【厚生労働大臣が定める要件】

2人の訪問介護員等により訪問介護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であつて、次のいずれかに該当するとき

- ①利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③その他利用者の状況等から判断して、上記に準ずると認められる場合

- ・ 2人の訪問介護員で訪問介護を行うことについて、利用者又はその家族等の同意を得たことが確認できるよう、適切に記録等を作成すること。
- ・ なお、上記要件に該当するか否かは訪問介護事業所としても十分に確認するとともに、適宜、担当の介護支援専門員と連携すること。

④ 緊急時訪問介護加算（算定基準別表 1 注 14）

利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者が指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等が当該利用者の居宅サービス計画において計画的に訪問することとなっていない指定訪問介護を緊急に行った場合は、1回につき100単位を加算する。

- ・ 「緊急に行った場合」とは居宅サービス計画に位置付けられていない（当該指定訪問介護を提供した時間帯が、あらかじめ居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供の日時以外の時間帯であるものをいう。）訪問介護（身体介護が中心のものに限る。）を、利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合をいう。
- ・ 同じ月のうちに同一理由で頻繁に加算が算定されることは考えにくく、そのような場合は居宅サービス計画の見直しが必要。
- ・ 単なる日時変更、訪問時のサービス内容の変更は、計画変更により対応すべきものであり、加算の対象とはならない。

【参考】不適切算定事例（兵庫県「訪問介護・介護予防訪問介護の手引き（資料編）」より）

排せつ介助が必要だがいつ発生するかわからないため、居宅サービス計画には具体的な日時を記載せず、「依頼があればその都度対応する」こととして位置付けた。利用者から要請があり、これに応じて排せつ介助を行ったため、加算を算定した。

⇒排せつ介助が日常的な通常のサービス提供として必要と判断されているものであり、加算の算定はできない。

⑤ 初回加算（算定基準別表 1 二）

指定訪問介護事業所において、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合、又は、当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回もしくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき、200単位を加算する。

- ・ 利用者が、過去2月間（暦月）に、当該事業所からサービス提供を受けていない場合、再度算定することも可能。
- ・ サービス提供責任者が同行した場合、同行訪問した旨を記録すること。

以上において、「条例第〇条」とあるのは、「神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の条文を指し、単に「第〇条」とあるのは、同条例で引用されている「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」の条文を指す。また、「算定基準」とあるのは、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を指す。

記者資料提供(平成26年9月16日)
保健福祉局高齢福祉部介護指導課 奥村・中戸・福田
TEL:078-322-6771 内線:3135
TEL:078-322-6326 内線:3138
E-MAIL: kaigo_shidou@office.city.kobe.lg.jp

介護保険法に基づく指定訪問介護事業所の指定の一部効力停止処分

1. 処分を行う事業所の概要

- ・事業所名 あいぶらずケアセンターたかとり
- ・サービス種別 訪問介護
- ・所在地 神戸市長田区海運町2丁目1番2号
- ・運営法人 株式会社あいぶらず
(代表取締役:馬場 正行)
(所在地:神戸市長田区海運町2丁目1番2号)
- ・指定年月日 平成24年1月1日
- ・利用者数 平成26年9月1日時点での利用者数29名

2. 処分年月日

平成26年9月16日(火曜)

3. 処分の内容

6カ月間の新規受入停止

4. 処分を行う理由

○不正な請求(介護保険法第77条第1項第6号)

1. 同一の訪問介護員が複数の利用者に対して、同時にサービス提供していた(501件)、
 2. タイムカードでは勤務していない日や時間帯に訪問介護員がサービス提供していた(958件)
- といった事実とは異なるサービス提供について、居宅介護サービス費を不正に請求し、受領していた。

5. これまでの経緯

平成25年10月24日 介護保険法に基づく立入検査
平成25年11月～ 書類精査
平成26年2月～7月 介護保険法に基づく事情聴取を実施
平成26年9月2日 事業者に対し行政手続法に基づく聴聞を実施

6. 事業者に対する経済上の措置

不正に受領していた居宅介護サービス費(約366万円)を返還させるほか、介護保険法第22条第3項の規定に基づき返還額に100分の40を乗じて得た加算額を加え、合計約513万円を徴収する予定である。また、サービス提供記録が存在しない等、適正なサービスを提供したことが確認できないものを不適正として、受領していた居宅介護サービス費(約1,767万円)を合わせて徴収する予定である。(返還額 合計約2,280万円)